

## 「国税通則法改正法案」に対する緊急意見書

2011年（平成23年）2月17日

日本弁護士連合会

### 意見の趣旨

国会は、内閣が上程した「所得税法の一部を改正する法律案」について、以下のとおり早急に法案を修正のうえ可決すべきである。

#### 第1 納税者権利憲章の作成及び公表（第4条）に関して

- 1 納税者権利憲章の目的を明らかにすべく、第4条1項に「国税に関する国民の権利利益の保護を図る」を加えるべきである。
- 2 納税者権利憲章の文書につき「公権力の行使に先立って、その行使を受ける者に交付しなければならない」旨を明記すべきである。
- 3 納税者権利憲章の策定にあたっては、事前に国民の意見（パブリックコメント）を求めるべきである。

#### 第2 増額更正の期間延長（第70条）に関して

増額更正の期間は3年に留め置くべきである。

#### 第3 国税の調査（第7章の2）に関して

第74条の2ないし6の各第1項の「提示もしくは提出を求めることができる」との部分及び第74条の7は削除すべきである。

#### 第4 調査の事前通知に関して

- 1 事前通知に調査の理由も明記すべきである。
- 2 第74条の10第1項の「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」は削除すべきである。
- 3 第74条の9第2項の「当該納税義務者等の同意がある場合には当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。」は削除すべきである。
- 4 74条の9第3項は「納税義務者等が合理的な理由を付して調査日時等を変更するよう求めた場合には、調査日時等を変更しなければならない」とすべきである。
- 5 第74条の9第1項に「納税義務者等から委任を受けた弁護士代理人及び弁護士法人にも通知をすること」を明記し、同条第4項4号は削除すべきである。

### 意見の理由

はじめに

今般、政府は、「所得税法等の一部を改正する法律案」を国会に上程した。これには、現行の国税通則法の一部を改正する条項も含まれている。

国税通則法については、その制定から半世紀に及ぼうとしており、時代に沿わなくなっており、当連合会は、納税者の権利利益の保護・救済を図るべきであるとの見地から、「納税者権利保護法（仮称）の制定に関する立法提言」（2010年2月18日）を公表してきた。今回の改正法案は、例えば、第1条に「国税に関する国民の権利利益の保護」という目的が加えられたことや、不利益処分に対する理由付記、調査の事前通知・終了通知を含む税務調査手続の明確化など、当連合会の上記提言を大幅に取り入れたものであり、納税者の権利利益の保護救済を一步進めるものとして評価することができる。

しかしながら 納税者の権利確保の趣旨にそぐわない異質な規定も混在しており、以下に指摘する点については、納税者権利憲章を導入する改革の趣旨に適合するよう早急に法案を修正のうえ可決することを求めたい。今回の改革がより意義のある改革になることを願い、ここに緊急に意見を述べるものである。

## 第1 納税者権利憲章の作成及び公表（第4条）に関して

- 1 納税者権利憲章の目的自体が、改正法案においては明らかにされていない。改正法第1条において新たに加えられた「国税に関する国民の権利利益の保護を図る」という文言を、第4条1項（具体的には、「国税庁長官は、」に続く文言）に加え、納税者権利憲章の性格を明確にすべきである。
- 2 納税者権利憲章の文書につき、「公表する」とあるが、単なる「公表」にとどまるものであれば、何の意味もない。「公権力の行使（とりわけ第7章に規定する調査）に先立って、その行使を受ける者に交付しなければならない」旨明記すべきである。
- 3 国税庁長官が納税者権利憲章を作成するとあるが、作成される文書の内容についても、国税に関する国民の権利利益の保護を図る趣旨が没却されるものであってはならない。また、納税者権利憲章の具体的内容の策定にあたっては、事前に国民の意見（パブリックコメント）を求めるべきである。

## 第2 増額更正の期間延長（第70条）に関して

増額更正の期間延長について改正法案では、更正の請求期間が5年になるとともに、増額更正の期間も5年に延びるとされている。増額更正と更正の請求の期間を一致させることでバランスがとれるということと、更正の請求の期間が5年

で増額更正が3年のままだと、3年を過ぎてから更正の請求をされたときに困るので、増額更正も5年にするということが理由のようである。

しかし、バランスを問題とするならば、現行法が増額更正の期間を3年と短くして善意の納税者の法的安定性を確保しようとし、悪意の納税者には増額更正の期間を7年と長くして納税義務の適正な履行を図るということでバランスはとれているのである。次に、更正の請求が3年経過後になされたときでも、課税標準の再計算のためにプラスとマイナスの全てを見直しができることに変わりはなく、増額更正の期間を5年に延ばさなくても困ることはないのである。

したがって、増額更正の期間は3年に留め置くべきである。

### 第3 国税の調査(第7章の2)に関して

改正法案では、国税の調査に係る質問検査権の行使に関し、「その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(括弧内省略)を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる」(第74条の2乃至6の各第1項)と規定されている。現行法では、「検査」だけができることとされている(例えば、所得税法第234条1項、法人税法第153条1項、154条1項、消費税法第62条1項、相続税法60条1項)のに対し、改正法案では、「提示若しくは提出を求めることができる」との文言が追加されており、現行法よりも質問検査権行使の態様を強化するものであり、不当である。

さらに、改正法案によれば、税務署員等による帳簿書類等の提出の求めに納税者が応じない場合には罰則の適用があるものとされており(127条3号)、「提出の求め」は実質的には「提出命令」である。そしてこれにより提出された帳簿書類等は、税務署員等が納税者の同意なしに留置することができるのであり(第74条の7)、その返還についても何の規定もない。これは、令状によらない帳簿書類等の押収領置に他ならないのであって、最高裁大法廷昭和47年11月22日判決(刑集26巻9号554頁)の趣旨から見ても、憲法35条に違反し、またはその疑いがあるものというべきである。

「その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(以下、「帳簿書類等」という。)」は、納税者にとって、日常の事業の遂行に不可欠なものであり、現に使用中の帳簿書類等が提出対象とされた場合、納税者としては、たちまち自らの事業に支障をきたすことになるものであって、課税庁による不当な圧力として利用される可能性がある。

したがって、第74条の2ないし6の各第1項の「提示もしくは提出を求めることができる」との部分及び第74条の7は削除すべきである。

#### 第4 調査の事前通知に関して

- 1 事前通知に記載されるべき事項が列挙されている（第74条の9第1項）が、調査の理由が挙げられていない。事前通知には調査の理由も明記させるべきである。
- 2 事前通知を要しない場合（第74条の10第1項）に「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」まで拡大することは、事前通知を不要とする例外を無制限に認めることになりかねないものであり、事前通知の原則を著しく損なうことになるので削除すべきである。
- 3 事前通知につき「当該納税義務者等の同意がある場合には当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。」とされている（第74条の9第2項）。納税者としては、第74条の9第1項に列挙されている事項を事前に知ることができなければ適切な対応もできないし、不意打ちにもなりかねない。第74条の9第1項における書面交付の趣旨を没却するものである。

尚、事前通知を不要とする場合については、第74条の10という規定があるのであって、それにもかかわらず、このような規定を設ける必要はない。

- 4 調査の日時変更については、「事前通知を受けた納税義務者等が合理的な理由を付して調査日時等を変更するよう求めた場合においても税務署長等は、当該事項について協議するよう努める」ものとされている（74条の9第3項）。しかしながら、そもそも税務調査は納税者等の協力に基づき行われるものである。

納税義務者等が合理的な理由を付して調査日時等を変更するよう求めた場合には、当然調査日時等を変更しなければならないものとすべきである。

- 5 調査の事前通知は、納税義務者等だけではなく、税務代理人にも通知をすることとされているが、納税義務者等から委任を受けた弁護士代理人及び弁護士法人にも通知をするものとすべきである。

改正法案第74条の9第1項にその旨明記し、同条第4項4号は削除すべきである。

以上